

答 申 第 2 4 5 号

平成18年9月11日

千葉県代表監査委員 山下 重毅 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年12月28日付け監査第181号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成17年12月1日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に係
る異議申立てに対する決定について

平成17年11月25日付け監査第154号

平成17年11月25日付け監査第155号

1 審査会の結論

千葉県監査委員（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年11月25日付け監査第154号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け監査第155号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」を併せて「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 平成17年10月19日及び平成17年11月1日付け「あき子ホットライン」の調査を県知事から指示された保険指導課が鋸南町の国の国民健康保険特別調整交付金の不正受給に加担していたため、調査せず放置しているのを、県職員が黙認しているはずはない。

イ 安房地方の朝刊で鋸南町が国の国民健康保険特別調整交付金を不正受給していたとして、監査請求された記事が報道されたが、国にも知られているのに保険指導課が上記アの対応をしているのを県職員が黙認しているはずはない。

ウ 何かしら文書があるはずだ。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立てに係る経緯

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年10月26日付けで「別添H17.10.19付あき子ホットラインFAXに関し、県保険指導課〇〇副課長が市町村課で鋸南町の一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計の各決算を即時調査しようとするのが許される根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）を、平成17年10月27日付けで「H17.10.19付あき子ホットラインFAXに関し、県保険指導課（〇〇課長、〇〇室長、〇〇〇副主幹、〇〇室長、その他同課の）職員が、市町村課にある鋸南町の一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計の各決算を即時調査し違法行為を確認しないのが許される根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に係る行政文書を作成せず、また、取得していなかったため、平成17年11月25日付けで「開示請求に係る行政文書を保有していない」ことを理由として、異議申立人に対し本件決定を行った。

(2) 不開示決定の理由

実施機関は、千葉県知事とは別の執行機関として、地方自治法第199条に基づき千葉県及び千葉県が財政的援助を与えているもの等（同条第7項）の事務の執行等を監査している。

異議申立人は、本件請求により、知事が所轄する「あき子ホットライン」専用ファックスに送信された平成17年10月19日付けの知事あての文書（以下「本件ファックス」という。）に関する行政文書の開示を求めているものと解されるどころ、知事から実施機関に対し本件ファックスは送付されておらず、実施機関は本件ファックスに関する行政文書を作成していないから、実施機関は本件請求に係る行政文書を保有していない。

なお、本件請求に係る開示請求書の開示請求に係る行政文書の内容欄に記入されている「H17.10.19付あき子ホットラインFAXに関し」という文言が他事記載であるとしても、実施機関は、千葉県職員が鋸南町の一般会計、国保特別会計及び介護保険特別会計の各決算を調査しないことについての行政文書は作成しておらず、收受もしていない。

本件決定の理由は以上のとおりであり、違法又は不当はない。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、いずれも本件決定の違法又は不当性と関係がない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のよう判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

異議申立人が、実施機関に対し本件請求を行ったところ、実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないとして、本件請求1に対して本件決定1を、本件請求2に対して本件決定2を行った。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

実施機関は、異議申立人が開示を求める行政文書は、知事が所轄する「あき子ホットライン」専用ファックスに送信された文書に関する行政文書であると解釈し、本件請求に係る行政文書を調査したが対象文書を保有していないと説明するので、以下検討する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）を確認したところ、確かに、実施機関は、千葉県及び千葉県が財政的援助を与えているもの等の事務の執行等を監査しており、一方、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事務は、知事の権限に属する事務であるから、実施機関が所掌する事務ではないことが認められる。

また、「あき子ホットライン」は、知事執務室に専用のメールアドレス及び専用のファックスを設け、県民等からの意見を聞くものであるが、本件ファックスは、千葉

県総合企画部知事室から実施機関に対し送付されていない。

したがって、本件請求に係る行政文書を作成、取得していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 28	諮問書の受理
18. 2. 3	実施機関の理由説明書の受理
18. 7. 18	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年7月18日現在)